

ID: 168

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

<p>処分の概要</p>	<p>使用の許可及び変更許可</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第5条(第12条第3項において準用する場合を含む。)</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和40年条例第14号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 集会所を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 営利行為を目的とするとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があるとき。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、集会所の管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 集会所の使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 集会所の運営に関する業務</p> <p>(3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要であると認める業務</p> <p>3 第3条第3項、第5条、第7条、第10条及び第11条の規定は、第1項の規定により、指定管理者に集会所の管理を行わせる場合に準用する。この場合において、第3条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)及び第11条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第4条の規定による。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

(使用者の対象) 第4条 集会所を使用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 本市住民 (2) 本市内に事務所又は事業所を有する者 (3) その他市長が認める者			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 171

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第10条</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和40年条例第14号</p>
<p>【根拠条文】 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 全額免除とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 芦屋市が主催する行事に使用するとき。 イ 地域住民で組織した公共的団体のうち、市長が指定した団体(以下「集会所指定団体」という。)が地域活動を目的とした行事に使用するとき。 ウ 市長が特に必要と認めたとき。 <p>(2) 30パーセントを減額する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 芦屋市が共催する行事に使用するとき。 イ 市民会館指定団体が公共目的のため使用するとき。 ウ 社会教育関係登録団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。 エ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。 オ 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 <p>2 前項の減免を受けようとする者は、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、同項第2号イ、ウ又はエにあつては、使用者は、管理者の求めに応じ、同号イ、ウ又はエに規定する団体であることを証する書類等を提示しなければならない。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日



ID: 172

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の返還承認</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例 第11条ただし書</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和40年条例第14号</p>		
<p>【根拠条文】 (使用料の返還) 第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は次の各号に定めるところによる。 (1) 全額を還付する場合 ア 天災地変等使用者の責任でない事由によつて使用することができないとき。 イ 公益上又は市の都合によつて使用許可を取り消したとき。 (2) 50パーセントを還付する場合 使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>14日</p>		
<p>備考</p>	<p></p>		
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>令和 3 年 10 月 1 日</p>

ID: 173

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

<p>処分の概要</p>	<p>使用の許可及び変更許可</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第5条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成21年条例第34号</p>
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 活動センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(管理の代行等)</p> <p>第12条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 活動センターの使用の許可に関する業務</p> <p>(2) 活動センターの運営に関する業務</p> <p>(3) 活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 第3条に掲げる事業に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務</p> <p>3 第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文、第5条の2及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定による。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条の2 市長は、活動センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、活動センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) 活動センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用許可等)

第3条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 177

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

<p>処分の概要</p>	<p>使用料の減免</p>
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項</p>
<p>例 規 番 号</p>	<p>平成21年条例第34号</p>
<p>【根拠条文】 (使用料等の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第10条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。 (1) 使用料を全額免除する場合 ア 芦屋市が主催又は共催し、市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 国又は地方公共団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 ウ その他市長が特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の3割の額を免除する場合 ア あしや市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。 2 前項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。</p>	

条例適用申請に対する処分個票

標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

ID: 178

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項ただし書		
例規番号	平成21年条例第34号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料等の返還)</p> <p>第11条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、第9条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第11条第1項ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 全額を還付する場合</p> <p>ア 使用者の責任でない事由により使用することができないとき。</p> <p>イ 公益上又は市の都合により使用許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用料の5割に相当する額を還付する場合</p> <p>使用者が使用日の14日前までに使用許可の取消しを申し出て認められたとき。</p> <p>2 前項の還付を受けようとする者は、使用取消申請書に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 10 月 1 日



ID: 179

担当部署: 企画部 市民参画・協働推進室

処分の概要	登録団体の承認		
例規名 根拠条項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条の4第1項		
例規番号	平成22年規則第4号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(あしや市民活動センター登録団体の承認)</p> <p>第5条の4 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、登録を承認する場合は、あしや市民活動センター登録団体承認通知書を、登録を承認しない場合は、あしや市民活動センター登録団体不承認通知書を交付する。</p> <p>2 前項の規定による登録の承認を開始する日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項第1号の期間に申請した場合は、申請した年の10月1日とする。</p> <p>(2) 前条第1項第2号の期間に申請した場合は、申請した翌年の4月1日とする。</p> <p>3 前条の登録の有効期間は、次の基準年の9月30日までとする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び第5条の2の規定による。</p> <p>(あしや市民活動センター登録団体)</p> <p>第5条の2 第2条第2項第1号及び前条第1項第2号アの「あしや市民活動センター登録団体」とは、市民参画及び協働を推進するため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当し、市長の承認を受けたものをいう。</p> <p>(1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。</p> <p>(2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること。</p> <p>(3) 組織的かつ計画的に活動しており、将来も継続できる団体であること。</p> <p>(4) 5人以上で構成される団体であること。</p> <p>(5) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。</p> <p>(6) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年10月1日

